

平成25年6月24日

Japan-up・アルファ投資事業有限責任組合
Japan-up・ベータ投資事業有限責任組合
無限責任組合員 株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木 強 殿

回答書送付の件

株式会社日本デジタル研究所

代表取締役社長 前澤 和夫



拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成25年6月13日付で質問状をいただきましたので、別紙の回答書をご送付いたします。

ご査収のほどお願い申し上げます。

敬具

回答書

平成25年6月13日付質問状に記載の質問番号に対応し、以下のとおり回答いたします。

<質問 1・1>

社長として、(割安に放置されているとご意見の)現在の当社の株価についてどのように考えているか?

[回答] 株価については、当社の業績や経営状況のみならず、複合的な要因から、証券市場に参加する方々の判断によって形成されるものであり、株価の評価については、回答すべき立場にないと考えますが、当社は、安心して投資できる銘柄であり続けるよう、常に業績の向上と、安定した経営に努めており、今後もそのように取り組んでまいります。

<質問 1・2>

決算説明会を開催しない理由、社長自ら機関投資家と面談しない理由

[回答] 現在、当社は決算説明会に代えて、個々の投資家さまが希望される日時をうかがい、日程を調整したうえで、当社本店にお招きしてのIRミーティングをおこなっておりますので、投資家さまへのご説明の機会はつくっております。また、当社はIR活動を基本的に広報担当取締役に担当させており、この業務分担にしたがっております。

<質問 2・1・1>

社長の実兄である前澤栄氏が代表者をつとめる、税理士法人M&S総合会計事務所に対して、いつ頃から税務顧問料の支払いが始まったか?

[回答] 前澤栄氏は、当社創業時から当社の税務顧問をつとめており、同人への税務顧問料の支払いは創業当初の昭和43年頃から始まりました。

税理士法人M&S総合会計事務所への税務顧問料の支払いは、前澤栄氏の営む税理士事務所が平成14年11月に同法人へ改組された時に始まりました。

<質問 2・1・2>

税務顧問料の決定にあたり、どのような価格交渉をおこなったか?

また他の複数の税理士と比較したか?

[回答] 税理士報酬規定が存在していた時代は、税務顧問料は税理士報酬規定に則って決定されていました。当社においては、税理士報酬規定に則って価格交渉をおこない、決定したものです。現在、税理士報酬規定は廃止されていますが、現在当社が税理士法人M&S総合会計事務所へ支払っている税務顧問料は、税理士報酬規定に準拠して策定された、税理士法人M&S総合会計事務所の規定

に則り決定されたものです。

前述のとおり、前澤会計事務所と、それを承継した税理士法人M&S総合会計事務所は、当社創業以来、その税務を顧問してもらっております、信頼がおけること、税理士法人M&S総合会計事務所は実績と経験を有していること、旧税理士規定を踏襲した報酬の支払いをおこなっていることから、税務顧問料は妥当であると考えております。

<質問 2-1-3>

前澤栄氏に対する給与の支払いが、社員と同様の条件で支払われていることについてどのように考えているか？

[回答] 当社は前澤栄氏との間で、税理士業界への展開に関する経営相談役を職務とする、非常勤の嘱託社員として契約を結び、その給与を支払っております。

<質問 2-2-1>

設備の設計監理の委託取引はいつ始まったものか？

[回答] 昭和53年3月、当社が初めて自社設備として工場を竣工した当時に始まったものです。

<質問 2-2-2>

設備の設計監理料に関し、他の複数の建築設計事務所の見積りと比較したか？

[回答] 通常、建物や設備の建設工事にあたっては、はじめに施主が構想し、次いでその構想を具体的なプランとして描いてくれる建築設計事務所を選定し、そして適正価格で施工してくれる業者を選定するために、複数の施工業者による見積り比較をおこないます。

当社もこの流れに沿って複数の施工業者による見積り比較をおこなっていますが、建築設計事務所の選定にあたっては、施主の構想をより忠実に具現化してくれるかどうかという信頼性が最も重要な判断要素であり、当該建築設計事務所はこれにあたっていること、及び設計監理料については、建築士法の定める業務報酬基準に依拠していることから、妥当であると考えております。

<質問 2-2-3>

どのような設備投資について、設計・工事監理契約があったか？

[回答] 社屋、研修センター、社宅などの建設工事です。

<質問 2-3-1>

有限会社ジェイディエル技研に対して、損害保険代理業務の対価の支払いにあたり、対価をどのように決定しているか？

[回答] 当社は有限会社ジェイディエル技研に対して、損害保険代理業務の対価を支払っておりません。

なお、当社は有限会社ジェイディエル技研に対して社員を出向させていることから、有限会社ジェイディエル技研から出向料を受け取っています。募集通知37ページに記載の12,771千円は、その出向料にあたります。

<質問2・3・2>

有限会社ジェイディエル技研に対して、損害保険代理業務として対価を支払う目的は？

[回答] 前記のとおり、損害保険代理業務の対価については、支払っておりません。

<質問2・4>

関連当事者との取引について、取締役会でどのような意見が出たか？

[回答] 重要な業務執行については、取締役会で決議しておりますが、個別の発言等については、回答を差し控えさせていただきます。

<質問3・1>

(招集通知24ページ、資産の部の) (3) ①満期保有目的の債券、および(4)長期預金は、いつ投資した、どのような内容のものか？

[回答] 満期保有目的の債券、および長期預金の内容については、毎年、有価証券報告書上で公表しておりますが、公表していない項目については回答を差し控えさせていただきます。

<質問3・2>

有価証券の投資にあたっての社内のルールの内容は？

そのルールはいつ開催された取締役会で承認されたものか？

[回答] 当社の取締役会規程では、1件5億円以上の投融資など、重要な財産の処分および譲受をする場合は取締役会に付議すべきことを定めていますが、1件5億円以上の投融資であっても、利息収入を目的とする余剰資金の運用であって元本保証型の有価証券を取得する場合は、取締役会決議としない旨を定めています。そのため、余剰資金の運用については、職務権限規程において、社長決裁に属する事項として承認ルールを定めています。

このルールは、昭和63年3月26日開催の取締役会で承認されたものです。

<質問3・3>

投資の際、投資リスクを十分理解して投資判断したか？

[回答] 投資判断は適切であると考えております。

<質問3・4>

(招集通知24ページ、資産の部の) (3) ①満期保有目的の債券、および(4)長期預金は、損失計上後、これを運用の問題点として、取締役会と監査役会で議論したか？

[回答] 満期保有目的の債券、および長期預金は、時価による計上はおこなっており

ません。したがって、損失計上はありません。

<質問 4-1>

当社として、現金類似の資産を、どの程度の額を保有することが適切と考えているか？

[回答] たとえ数年間赤字が続いたとしても、配当金の支払、社員への給与の支払、会社の運転資金、研究開発への投資に困ることのない水準が適切であると考えておりますが、現時点においても十分ではないと認識しております。

<質問 4-2>

政治家の批評や経済誌等に記載された批評のうち、当社に当てはまる事柄があるが、それについてどのように考えるか？

[回答] 質問状に引用されている批評は、一般論として捉えています。当社はこれからもマーケットや経済の動向を注視しつつ、経営環境の変動に左右されない、安定した経営を実現するべく努めてまいります。

<質問 5-1>

連結子会社アイベックスエアラインズに対して、社長個人が投資した理由

[回答] 創業者の一員として、アイベックスエアラインズ設立時に出資したものが現在も継続しています。

<質問 5-2>

将来的に定期航空運送事業を売却することとなる場合、当社が売却益を得る機会を社長個人が享受したことになるのではないか？

[回答] 現時点において、当該事業を売却する予定はありません。

<質問 6-1>

社長への年間の報酬額1億44百万円を妥当と考える理由

[回答] 現社長は創業社長であり、45年にわたる高い経営実績、職務の内容、職責等を踏まえ、妥当と考えております。

<質問 6-2>

有価証券報告書上、社長と他の取締役を比較すると、報酬に大きな差がある理由

[回答] 社長以外の取締役は全員役付のない取締役であり、かつ全員使用人を兼務した取締役です。使用人部分を給与、取締役部分を役員報酬と区分して決算した結果、有価証券報告書上は、取締役部分のみが記載されています。

<質問 7-1>

社外役員、特に社外取締役について、どう考えているか？

[回答] 当社は、会計事務所という特定のマーケットに対して、高度なコンピュータ

技術を注ぎこむ事業を営んでいることから、社内の経験と実績に裏打ちされた優秀な実務能力者こそが、取締役としての意思決定能力や監督機能を発揮できるものと考えています。このため現時点では、社外取締役を選任する予定はありません。

なお、ガバナンスについては3名の社外監査役による監査を実施しており、それによって適正なガバナンスができるものと認識しております。

<質問 7-2>

創業社長でオーナーの社長には誰も逆らえないのではないか？

社長と反対の意見を述べる取締役や監査役は存在するか？

[回答] 当社は新しいものを生み出し、世の中に送り出していくメーカーとして、社員の誰もが闊達に意見を述べられる社風を、毎年のように経営目標に掲げ、今日に至っております。

以上回答申し上げます。